

令和4年度

償却資産（固定資産税）申告の手引き

北茨城市



あんちゃん



こうちゃん

申告期限

令和4年1月31日（月）必着！！

※前年と変わりがなければ、申告書の備考『2.資産の増減なし』に○を
該当資産がなければ『3該当資産なし』に○をして提出してください。

<目次>

1	申告の対象となる資産	1
2	法人税・所得税との主な違い	4
3	業種別の主な償却資産と耐用年数	4
4	建物附帯設備の家屋と償却資産との区別	5
5	太陽光発電設備	8
6	計算のしかた	9
7	非課税・課税標準の特例	10
8	生産性向上特別措置法に係る課税標準の特例	12
9	東日本大震災に係る代替償却資産の特例	13
10	申告の方法と提出書類	14
11	電子申告（eLTAX）	15
12	よくある質問	16
13	償却資産申告書（償却資産課税台帳）の書き方	17
14	種類別明細書（増加資産・全資産用）の書き方	18
15	種類別明細書（減少資産用）の書き方	20
16	調査協力及び過年度遡及について	21
17	問い合わせ先及び申告書の提出先	21

1 申告の対象となる資産

(1) 「償却資産」とは

固定資産税が課税される償却資産とは、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる有形減価償却資産で、所得税法又は法人税法の所得の計算上減価償却の対象となる資産をいいます。申告時には、法人の方は固定資産台帳や法人税申告書別表等を、個人の方は所得税等の申告書における減価償却費の計算欄や固定資産を管理している帳簿等を基に記入してください。

また、次のような資産も、事業の用に供することができる状態であれば申告の対象となります。

- ① 償却済資産（減価償却が終わり、帳簿上備忘価格で計算されている資産）
- ② 簿外資産で事業の用に供することができる資産
- ③ 遊休資産（稼働を休止しているが、維持補修が行われている資産）
- ④ 未稼働資産（まだ稼働していないが、すでに完成している資産）

（監督官庁の許認可を必要とする場合には、許認可を受けた日、発電用設備については系統連系工事が完了し売電が開始した日、一貫作業系統に係る設備については連続した生産工程が全て完成した日が事業の用に供した日となります。）

- ⑤ 建設仮勘定で経理されている資産
 - ⑥ 決算期以降に取得された資産で未だに固定資産勘定に計上されていない資産
- ※ 取替資産における取替法、鉱業用坑道における生産高比例法を除き、すべて一律に旧定率法によるものとして、定額法を採用していません。
- ※ 前年中に取得された償却資産の算定に当たり、その償却資産の取得月にかかわらず、一律に半年償却の率を用い、税務会計における原則的な方法として月割償却法を採用していません。

(2) 「事業の用に供する」とは

「事業」とは、一定の目的のために一定の行為を継続、反復して行うことをいい、営利又は収益を得ることを目的とすることを必要とはしません。したがって、公益法人（公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人及び一般財団法人）の行う活動も、事業に該当します。

「事業の用に供する」とは、所有者がその償却資産を自己の営む事業のために使用する場合だけでなく、事業として他人に貸し付ける場合も含まれます。また、直接的な事業に用いていない従業員の福利厚生施設（医療施設、食堂施設、寄宿舎、娯楽施設等）の器具備品、構築物等も償却資産として課税対象となります。

(3) 割賦販売により購入した資産

割賦販売については、所有権は売主に留保されている場合であっても、原則として買主が申告することになります。

(4) リース資産

資産の所有権が移転しないリース（所有権移転外リース）については、原則として、その資産の所有者であるリース会社に申告義務があります。

ただし、譲渡条件付リース等の所有権留保付割賦販売に相当するもの等は、使用者が申告を必要とする場合がありますので、取扱い不明の場合は、リース会社に御確認ください。

(5) 申告対象とならない償却資産

- ① 自動車や原動機付自転車等、自動車税、軽自動車税の課税対象となるもの（P3）
- ② 無形固定資産（鉱業権、商標権、アプリケーションソフトウェア、営業権、特許権等）
- ③ 繰延資産（創立費、開業費等）

- ④ 耐用年数（資産が利用に耐え得るとして法定された年数）が1年未満又は取得価格が10万円未満のもので、必要経費や損金に算入している資産（P3）
- ⑤ 取得価格が20万円未満のもので、3年間で一括償却している資産（P3）
- ⑥ 用途廃止資産（生産方式の変更、機能の劣化、旧式化等の理由によって、現実には使用されなくなり、将来他に転用する見込みもなく、解体撤去もされないで、廃棄同様にあるもの及び将来においても使用しないことが客観的に明確なもの等については、課税客体から除かれます。）

(6) 償却資産の種類

種類別に主なものを分類すると、下表のとおりです。（総務省HP 参考）

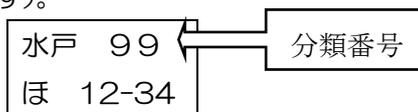
資産の種類		内容
第1種	構築物	構内舗装、屋外駐車場舗装路面、煙突、貯水池、門、塀、水槽、ネオン塔、庭園、緑化施設、橋、軌道、岸壁、栈橋、基礎のないプレハブ倉庫等の建物等
	建物附属設備	造作設備、建物附属設備等は、固定資産税において通常は家屋に含めて評価しますが、次に掲げるものは償却資産として取り扱います。 1 建物の所有者以外の者が施工した事業用造作設備、建物附属設備等 2 建物の所有者が施工した設備であって次に掲げるもの ① 生産事業（製造、加工、修理等）の工程上必要な設備（工場における動力用電気設備、製品の洗浄用・冷却用の給排水設備、加熱用のガス設備、ボイラー設備等） ② 建物から独立した諸設備（ネオン広告塔設備、屋上看板、スポットライト、外灯、電話交換機等） ③ 据付式厨房設備、洗濯設備等のサービス業務用設備
第2種	機械及び装置	工作機械、電気機械、化学機械、建設機械（ブルドーザー、パワーショベル、その他の自走式作業用機械）、印刷機械等 冷暖房用（ボイラー、燃焼装置、冷凍機械等）の附属設備 運搬設備その他物品の製造、修理等に使用する機械及び装置、太陽光発電システム等
第3種	船舶	貨物船、油そう船、客船、ボート、はしけ、漁船等
第4種	航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダー等
第5種	車両及び運搬具	大型特殊自動車等 ※自動車税・軽自動車税の対象となる乗用車、トラック、小型特殊自動車（小型フォークリフト、トラクター等）、バイク等は対象外です。
第6種	工具、器具及び備品	測定工具、検査工具、取付金具、鍛圧工具、切削工具、雑工具、机、パソコン、椅子、ロッカー、金庫、タイプライター、計算機、レジスター、陳列ケース、ルームエアコン、看板・ネオンサイン、医療機器、理美容機器、テレビ、電話機、冷蔵庫、監視カメラ、自動販売機等

※ 平成29年以降建築の膜構造の建築物（テント倉庫等）は償却資産ではなく家屋となります。
平成28年以前のものについては、従前どおり償却資産として引き続き申告してください。

※ 第5種 車両及び運搬具については下記の表を御確認ください。

自動車	普通自動車		自動車税（申告対象外）
	小型自動車	三輪車以上のもの	
		二輪車	
	軽自動車	軽自動車税（申告対象外）	
	小型特殊自動車		
大型特殊自動車	固定資産税（償却資産申告）		

※ 大型特殊自動車は、道路運送の用に供するというよりは、建設等のための機械として効用を発揮することを目的としていることから、自動車税の課税客体から除外されていますので、償却資産として申告対象です。なお、陸運局への登録の有無にかかわらず、申告対象となります。（ナンバープレートを取得している場合は分類番号が0、00～09、000～099（建設機械に該当するもの）又は9、90～99、900～999（建設機械以外のもの）です）。



※ 無登録自動車の取扱い

自動車教習所の教習用自動車等の登録のない自動車であっても、本来、自動車税の課税客体となるべきものであるため、固定資産税の課税客体とはなりません。（小型特殊自動車（農業用・フォークリフト等）については市役所で軽自動車税の登録をして下さい。）

※ 自動車に取り付けられた設備の取扱い

自動車に取り付けられたカーエアコン、カーオーディオ、カーナビゲーション等については、その性能、形式、構造等が自動車用として特別に設計されたもので自動車固有の設備であり、たとえ自動車から取外し可能であっても、これらの設備等は自動車そのものと一体をなしているものですから、固定資産税の課税客体には該当しません。ただし、カーナビゲーション等がリース資産である場合は、固定資産税の課税客体となります。

(7) 損金算入・必要経費にした資産と固定資産税での申告区分

取得金額	区分	法人		個人	
		法人税	固定資産税	所得税	固定資産税
10万円未満	損金算入		—	必要経費	—
	減価償却		申告対象		
	3年一括償却		—		
10万円以上 20万円未満	減価償却		申告対象	減価償却	申告対象
	3年一括償却		—	3年一括償却	—
20万円以上	減価償却		申告対象	減価償却	申告対象

※ 平成20年4月1日以降に締結された法人税法第64条の2第1項又は所得税法第67条の2第1項に規定するリース資産（売買扱いとするファイナンスリース）の場合、取得価格が20万円未満のものは上の表にかかわらず、申告の対象外となります（地方税法施行令第49条）。

※ 平成28年3月31日までに取得した30万円未満の資産のうち、「中小企業者等の少額減価償却資産の取得価格の損金算入の特例」が適用となるものであっても、固定資産税はこの特例は適用されませんので申告の対象となります。

2 法人税・所得税との主な違い

項目	税目	固定資産税	法人税・所得税
減価償却計算の期間		暦年（賦課期日制度）	法人 事業年度 個人 暦年
減価償却の方法		定率法 減価率は、法人税等の「旧定率法」 で使用する償却率と同じ	定率法・定額法（選択制）
前年中の新規取得資産		半年償却	月割償却
圧縮記帳（※1）		認められません	認められます
特別償却・割増償却（※2）		認められません	認められます
増加償却（※3）		認められます	認められます
評価額の最低限度		取得金額の5%	備忘価格（1円）
改良費（資本的支出）		区分評価	区分評価（一部合算も可）

※1 国庫補助金、保険金等により資産を取得した場合に、その取得した価格から受贈益、譲渡益等に相当する額を控除した額を取得価格とすること。固定資産税では「適正な時価」を課税標準としていることから認められません。

※2 特定の償却資産の取得時に、普通償却額又は普通償却限度額に加えて取得価格の一定割合を必要経費又は損金の額に算入すること（租税特別措置法）。固定資産税では認められません。

※3 企業の生産活動が景気の好況等に伴って活発となり、機械及び装置の使用時間が事業の通常の経済事情における機械及び装置の平均的な使用時間を超える場合に、償却額を一時的に増加すること。固定資産税でも、資産の減価の実態に配慮し、税務会計に準じて認められます。

3 業種別の主な償却資産と耐用年数

業種	主な償却資産の内容
共通	舗装路面（コンクリート敷15年、アスファルト敷10年）、工場緑化施設7年、その他の緑化施設及び庭園20年、電気設備（蓄電池電源設備6年、その他のもの15年）、屋外広告塔（金属製20年、その他10年）、袖看板（金属製18年、その他10年）、立て看板3年、事務机15年、椅子15年、応接セット8年、ロッカー15年、キャビネット15年、パソコン4年、サーバ5年、プリンタ5年、コピー機5年、エアコン6年、タイムレコーダー5年、AV機器5年、レジスター5年
喫茶・飲食店	食卓5年、椅子5年、厨房機器5年、レジスター5年、カラオケ機器5年、冷蔵庫6年
理・美容業	理・美容椅子5年、消毒殺菌器5年、タオル蒸器5年、パーマ器5年、サインポール3年
クリーニング業	洗濯機13年、脱水機13年、ドラム機13年、プレス機13年、給排水設備15年
小売店	冷蔵ストッカー（電気式を除く。）4年、冷蔵庫6年、自動販売機5年
食肉鮮魚販売業	冷凍機9年、肉切断機9年、挽肉機9年、冷蔵庫6年、陳列ケース（冷凍又は冷蔵機能付6年、その他のもの8年）、電子秤5年
自動車修理業	自動車整備業用設備15年、測定工具5年、検査工具5年

金属加工業	金属被覆及び彫刻業又は打はく及び金属製ネームプレート製造業用設備6年、その他の設備10年
開業医	消毒殺菌用機器4年、手術機器5年、血液透析又は血しょう交換用機器7年、ハバートタンクその他の作動部分を有する機能回復訓練機器6年、調剤機器6年、光学検査機器（ファイバースコープ6年、その他8年）、歯科診療ユニット7年、レントゲンその他の電子装置を使用する機器（移動式、救急医療用、自動血液分析器4年、その他6年）、その他（陶磁器製・ガラス製3年、金属製10年）
不動産貸付業	露天式立体駐車場設備15年、機械式駐車場設備10年、金属造の塀10年、コンクリートの塀15年、無人駐車管理装置5年
娯楽業	パチンコ台2年、パチスロ台3年、ゲーム機3年、両替機5年
印刷業	デジタル印刷設備4年、製本設備7年、新聞業用設備（モノタイプ、写真又は通信設備）3年、その他の設備10年
土木・建築業	ブルドーザー6年、パワーショベル6年
ガソリン販売業	地下タンク8年、計量機8年、洗車機8年
農業	ビニールハウス14年、穀物乾燥機7年、コンバイン・トラクター等の大型特殊自動車7年
太陽光発電設備	太陽光発電システム17年、防草シート10年、舗装路面（コンクリート敷15年、アスファルト敷10年）、金属造の塀10年、監視カメラ5年

※ 例外として、次の耐用年数も適用となります。

- ① 中古見積耐用年数…減価償却資産の耐用年数等に関する省令第3条の規定により見積もった耐用年数
- ② 耐用年数の短縮…法人又は青色申告書を提出する個人所有の減価償却資産について、国税局長の承認を受けたときは当該耐用年数

4 建物附帯設備の家屋と償却資産との区別

(1) 家屋と償却資産の区別

建物附帯設備は、家屋と償却資産に区分して評価します。

※ 家屋として取り扱うもの

家屋の所有者が所有する建築設備で、家屋と構造上一体となり、その家屋の効用を高めるもの

※ 償却資産として取り扱うもの

- ① 構造的に家屋と一体でないもの（屋外給水塔、独立煙突、簡単に取り外して移動できるもの等）
- ② 独立した機械・装置としての性格が強いもの（受変電設備、電話交換機等）
- ③ 工場等における特定の生産又は業務の用に供されるもの（電気設備、ガス設備等）
- ④ サービス設備としての性格が強いもの（ホテル・病院等の厨房設備、洗濯設備等）

(2) テナントが取り付けした家屋の附帯設備

テナント入居者等の、家屋の所有者以外の方がその事業の用に供するために取り付けした家屋の附帯設備については、償却資産としてテナント入居者に申告義務があります（地方税法第343条第10項及び北茨城市市税条例第54条第8項）。

※ 店子（たなこ）資産

区分		オーナー 施工部分	テナント 施工部分	
			第1種付合資産 内外装等※1	第2種付合資産 建築設備等※2
平成16年3月31日 以前に取り付けた家屋 の付帯設備	権原(※3) 有 (賃借権等)	オーナーが所有 (家屋で評価)	オーナーが取得 (家屋に含めて評価)	テナントが留保 (テナントが償却資産 として申告)
	権原(※3) 無 (賃借権無)		オーナーが取得 (家屋に含めて評価)	
平成16年4月1日以後に取り付けた家屋 の付帯設備			テナントの所有とみなす(法第343条第9項) (テナントが償却資産として申告)	

※1 第1種付合資産（民法第242条本文の規定より）

家屋の主体構造部の所有者が当該資産の所有権を取得し家屋に含めて評価します。

（例）固定間仕切り、内部仕上げ、外部仕上げ、床仕上げ、天井仕上げ等

※2 第2種付合資産（民法第242条ただし書の規定より）

当該資産の所有権は賃借人等に留保されるもので、家屋に含めないものとして取り扱います。

（例）畳、建具、電気設備等

※3 権原…一定の法律行為、または事実行為をすることを正当化する法律上の原因のこと。

【注意】 網掛け部分の所有がテナントからオーナーになった場合には、家屋に含めて評価されます。

〈家屋と償却資産の区分例（一般的な例）〉 (○…家屋 ●…償却資産)

設備等の種類	設備等の分類	設備等の内容	家屋と設備等の所有者		
			同じ場合		異なる場合
			家屋	償却資産	償却資産
建築工事	内装、造作等	床、壁、天井仕上げ、 店舗造作設備等	○		●
電気設備	受変電設備	設備一式			
	予備電源（蓄電池）設備			●	●
	発電設備			●	●
	中央監視制御装置			●	●
	電力引込設備	引込工事		●	●
	動力配線設備	設備一式	○		●
	電灯コンセント配線設備				
電灯照明設備	屋外設備、特定の業務用の 設備等（ネオンサイン、投 光器スポットライト等）		●	●	
	上記以外の照明設備	○		●	

	電話設備	電話機、交換機、電源装置等の機器		●	●
		配管、配線、ボックス類等	○		●
	LAN 設備	設備一式		●	●
	インターホン設備	配管、配線類、集合玄関機等	○注1		●
	拡声装置（放送）設備	マイク、スピーカー、アンプ等の機器		●	●
		配管、配線類等	○		●
	監視カメラ等設備	監視カメラ、受像機等の機器		●	●
		配管、配線類等	○		●
	自動車管制装置	設備一式	○		●
	盗難非常通報装置				●
給排水衛生設備	給排水設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用の設備		●	●
		上記以外の設備	○		●
	ガス設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用の設備		●	●
		上記以外の設備	○		●
	給湯設備	局所式給湯設備（瞬間湯沸器等）		●	●
		局所式給湯設備（ユニットバス用、床暖房用等）、中央式給湯設備等	○		●
衛生器具設備	大小便器、洗面器、浴槽等	○		●	
空調設備	冷暖房設備	ルームエアコン（壁掛、据置型等）		●	●
		家屋と一体となっている設備（天吊、天井埋込型等）	○		●
	換気設備	設備一式	○		●
防災設備	火災報知設備	設備一式	○		●
	避雷設備				
	消火設備	ホース、ノズル、ガスボンベ、消火器等		●	●
		消火栓設備、スプリンクラー等	○		●

その他の設備	運搬設備	工場用ベルトコンベアー等		●	●
		エレベーター、ダムウェーター、エスカレーター等	○		●
	厨房設備、洗濯設備	顧客の求めに応じるサービス設備（飲食店、旅館、病院等）		●	●
		上記以外の設備	○		●
その他	機械式駐車場設備（ターンテーブル装置を含む。）、駐輪設備、冷凍冷蔵倉庫における冷却装置、ろ過装置、POS システム、文字・袖看板、簡易間仕切、カーテン、ブラインド等		●	●	
外構工事	外構工事	門、塀、緑化設備、アスファルト舗装等		●	●

（注1） 平成26年1月1日以前に取り付けた親機、子機、集合玄関機は、償却資産として取り扱います。

5 太陽光発電設備

家屋の屋根（建材型を除く。）、野立て等に太陽光発電設備を設置し、事業用資産に該当する場合は、ソーラーパネル等が償却資産の課税対象となりますので申告が必要です。

設置者及び発電規模別の課税区分

設置者	<u>10kW以上</u> の太陽光発電設備 (余剰売電・全量売電)	<u>10kW未満</u> の太陽光発電設備 (余剰売電)
個人（住宅用）	太陽光発電設備を設置して発電量の全量又は余剰を売電する場合は、売電するための事業用資産となり、発電に係る設備は課税の対象となる。	売電するための事業用資産とならないため、償却資産として課税の対象とならない。 ※申告不要
個人（事業用）	個人であっても事業用に供している資産については、発電出力量や、全量売電か余剰売電かにかかわらず、償却資産として課税の対象となる。	
法人	事業の用に供している資産となるため、発電出力量や、全量売電か余剰売電かにかかわらず、償却資産の課税の対象となる。	

6 計算のしかた

(1) 評価額の計算方法

<ul style="list-style-type: none"> 前年中（令和3年）に取得したもの $\text{取得価額} \times \text{前年中取得のものの減価残存率} = \text{価格（評価額）}$ 前年前（令和2年以前）に取得したもの $\text{前年度評価額} \times \text{前年前取得のものの減価残存率} = \text{価格（評価額）}$ <p>※北茨城市は、<u>小数点以下は切捨て</u>です。<u>（四捨五入ではありません）</u>のでご注意ください。</p>
--

① 申告していただいた資産を、資産の取得時期、取得価額及び耐用年数を基本にして1件ずつ計算し、資産の評価額を算出します。

※ 消費税の取扱い…国税において税込経理をしている場合は税込価格を、税抜経理をしている場合は税抜価格を取得金額としてください。消費税免税事業者は、税込経理となります。

※ 取得価額…償却資産を取得するために通常支出すべき金額（当該償却資産の引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、関税、据付費その他当該償却資産を事業用に供するために直接要した費用を含む。）をいいます。

② 以後、毎年この方法により、計算して評価額が取得価額の5%になるまで償却します。評価額が取得価額の5%未満になる場合は、5%でとどめます。（耐用年数が経過したとしても、評価額が必ず5%未満になるとは限りません。）

減価率・減価残存率一覧表（固定資産税では旧定率法で計算します。）

固定資産評価基準別表第15「耐用年数に応ずる減価率表」

耐用年数	減価率 (r)	減価残存率		耐用年数	減価率 (r)	減価残存率	
		前年中取得 (1-r/2)	前年前取得 (1-r)			前年中取得 (1-r/2)	前年前取得 (1-r)
—				11	0.189	0.905	0.811
2	0.684	0.658	0.316	12	0.175	0.912	0.825
3	0.536	0.732	0.464	13	0.162	0.919	0.838
4	0.438	0.781	0.562	14	0.152	0.924	0.848
5	0.369	0.815	0.631	15	0.142	0.929	0.858
6	0.319	0.840	0.681	16	0.134	0.933	0.866
7	0.280	0.860	0.720	17	0.127	0.936	0.873
8	0.250	0.875	0.750	18	0.120	0.940	0.880
9	0.226	0.887	0.774	19	0.114	0.943	0.886
10	0.206	0.897	0.794	20	0.109	0.945	0.891

- (例) 取得価額 250,000 円、取得時期 令和3年3月、耐用年数4年のパソコンの場合
 耐用年数4年の減価残存率 前年中取得のもの…0.781 前年前取得のもの…0.562
- 令和4年度 250,000 円×0.781 = 195,250 円
 令和5年度 195,250 円×0.562 = 109,730 円
 令和6年度 109,730 円×0.562 = 61,668 円
 令和7年度 61,668 円×0.562 = 34,657 円
 令和8年度 34,657 円×0.562 = 19,477 円
 令和9年度 19,477 円×0.562 = 10,946 円 < 12,500 円 (取得価額の5%)

※ 令和9年度で算出額が取得価額の5% (12,500 円) より小さくなりますので、令和9年度以降は 12,500 円 (取得価額の5%) が評価額となります。

(2) 課税標準額

令和4年1月1日現在の償却資産の価格 (評価額) の合計額が課税標準額となります。

なお、課税標準の特例の規定が適用される場合は、その資産の評価額に特例率を乗じて課税標準を計算します。

(3) 税額の計算方法

課税標準額の合計 (1,000 円未満切捨て)	×	税率 (1.4%)	=	税額 (100 円未満切捨て)
----------------------------	---	--------------	---	--------------------

(4) 免税点

償却資産の課税標準額の合計が150万円未満の場合は、課税されません。

ただし、免税点未満でも申告は必要です。

(5) 納期

年税額は、4回の納期 (4月、7月、12月及び2月) に分けて納税します。

7 非課税・課税標準の特例

(1) 非課税に該当する資産をお持ちの方

地方税法第348条及び附則第14条の規定により非課税となる資産を新たに取得した方は、非課税に該当することが確認できる書類を添付して「固定資産税・都市計画税非課税申告書」を提出してください。

(2) 課税標準の特例に該当する資産をお持ちの方

地方税法第349条の3及び附則第15条等の規定により課税標準の特例の適用を受ける資産を新たに取得した方は、特例に該当することが確認できる書類を添付して「固定資産税課税標準の特例適用申告書」を提出してください。(特例適用期間中は毎年申告書を提出してください。)

※ 非課税申告書及び特例適用申告書は、北茨城市税務課固定資産税係に請求するか、北茨城市のホームページからダウンロードしてください。

【申請書のダウンロード】

北茨城市ホームページ <http://www.city.kitaibaraki.lg.jp>

TOP⇒申請書・届出書ダウンロード⇒税務課・税関係申請書等

(TOP 画面のサイト内検索ボックスで「税関係申請書」で検索してください。)

課税標準の特例の対象となる償却資産（主なもの）

（※）はわがまち特例

適用条項	特例対象資産等	特例課税率
地方税法第 349 条の 3 第 2 項	一般ガス導管事業者が新設したガスの製造及び供給の用に供するもの	最初の 5 年間 1/3 次の 5 年間 2/3
地方税法第 349 条の 3 第 4 項	外航船舶	1/6
	準外航船舶	1/4
地方税法第 349 条の 3 第 5 項	内航船舶	1/2
地方税法第 349 条の 3 第 2 7 項 市税条例第 6 1 条の 2 第 1 項	家庭的保育事業	1/2（※）
地方税法第 349 条の 3 第 2 8 項 市税条例第 6 1 条の 2 第 2 項	居宅訪問型保育事業	1/2（※）
地方税法第 349 条の 3 第 2 9 項 市税条例第 6 1 条の 2 第 3 項	事業所内保育事業	1/2（※）
地方税法附則第 1 5 条第 2 項第 1 号 市税条例附則第 1 0 条の 2 第 1 項	水質汚濁防止法による汚水又は廃液の処理施設 （令和 2 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 3 1 日取得分）	1/2（※）
地方税法附則第 1 5 条第 2 項第 2 号	廃棄物の処理及び清掃に関する法律によるごみ処理施設 （令和 2 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 3 1 日取得分）	1/2
地方税法附則第 1 5 条第 2 項第 3 号	廃棄物の処理及び清掃に関する法律による一般廃棄物の最終処分場 （令和 2 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 3 1 日取得分）	2/3
地方税法附則第 1 5 条第 2 項第 4 号	廃棄物の処理及び清掃に関する法律による産業廃棄物処理施設 （令和 2 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 3 1 日取得分）	1/3
地方税法附則第 1 5 条第 2 項第 5 号 市税条例附則第 1 0 条の 2 第 2 項	下水道法による公共下水道の利用者が設置した除害施設 （令和 2 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 3 1 日取得分）	3/4（※）
地方税法附則第 1 5 条第 2 7 項第 1 号 市税条例附則第 1 0 条の 2 第 7 項	経済産業省の補助を受けて取得した自家消費型太陽光発電設備 （発電出力 1,000kW 未満） （令和 2 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 3 1 日取得分）	最初の 3 年間 2/3（※）
地方税法附則第 1 5 条第 2 7 項第 2 号 市税条例附則第 1 0 条の 2 第 8 項	経済産業省の補助を受けて取得した自家消費型太陽光発電設備 （発電出力 1,000kW 以上） （令和 2 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 3 1 日取得分）	最初の 3 年間 3/4（※）
地方税法附則第 1 5 条第 3 4 項 市税条例附則第 1 0 条の 2 第 1 0 項	特定事業所内保育事業（企業主導型保育事業） （令和 5 年 3 月 3 1 日までに補助を受けた者）	最初の 5 年間 1/2（※）

地方税法附則第64条 市税条例附則第10条の2第12項	中小事業者等が先端設備導入計画に基づき取得した先端設備等、家屋及び 構築物（平成30年6月6日～令和5年3月31日取得分） ※家屋及び構築物については令和2年4月30日以降取得分	最初の3年間 0（※）
--------------------------------	---	----------------

※ 上記以外の特例に関するお問い合わせは、北茨城市税務課固定資産税係にお願いします。

8 生産性向上特別措置法に係る課税標準の特例

(1) 概要

中小事業者等の方が、本市が認定を行う「先端設備等導入計画」に基づいて新たに取得した機械装置や器具備品などの設備等について、固定資産税の課税標準の特例が適用されます。

令和3年度からは、新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも、新規に設備投資などを行う中小事業者等を支援する観点から、対象となる先端設備等に家屋及び構築物が追加されました。

(2) 対象者

中小事業者：常時使用する従業員が1,000人以下の個人事業主

中小企業者：資本金又は出資金の額が1億円以下の法人（大企業の子会社を除く）、又は常時使用する従業員数が1,000人以下の法人

(3) 対象設備等

先端設備等導入計画に基づき取得した生産革命の実現に向けた設備投資に係る設備等

【要件】

- ① 一定期間内に販売されたモデルであること
- ② 生産性の向上に資するものの指標（生産効率、エネルギー効率、制度など）が旧モデルと比較して年平均1%以上向上している設備
- ③ 生産、販売活動等の用に直接供されるものであること
- ④ 中古資産でないこと
- ⑤ 北茨城市の導入促進基本計画に適合し、かつ認定を受けていること

【対象設備等の種類（最低取得価格／販売開始時期）】

- ① 機械装置：（160万円以上／10年以内）
- ② 測定工具及び検査工具（30万円以上／5年以内）
- ③ 器具備品（30万円以上／6年以内）
- ④ 建物附属設備（60万円以上／14年以内）（家屋と一体となって効用を果たすものを除く）
- ⑤ 構築物（120万円以上／14年以内）
- ⑥ 事業用家屋（120万円以上）（取得価格の合計額が300万円以上の先端設備等を稼働させるために取得されたもの）

(4) 取得期限

平成30年6月6日から令和5年3月31日までの間に取得したもの

（構築物及び事業用家屋は、令和2年4月30日から令和5年3月31日までの間に取得したもの）

(5) 特例率

取得の翌年から3年度分に限り、課税標準を0にします。

(6) 提出書類

【共通】

- ① 先端設備等計画に係る認定申請書及び認定書の写し
- ② リース契約書の写し
- ③ 公益社団法人リース事業者協会が確認した固定資産税軽減計算書の写し

※ ②及び③は、リース事業者の申告の場合

【償却資産】

- ① 固定資産税課税標準の特例適用申告書（償却資産）
- ② 工業会等による仕様書等証明書の写し

【事業用家屋】

- ① 固定資産税課税標準の特例適用申告書（家屋）
- ② 建築確認済証の写し
- ③ 生産性向上要件（年1%以上）を満たす設備等が設置されていることが確認できる図面の写し
- ④ 先端設備の購入契約書及び取得価格が確認できる書類の写し

9 東日本大震災に係る代替償却資産の特例

(1) 特例対象

東日本大震災により滅失し、又は損壊した償却資産の所有者等

※ 代替償却資産とは、原則として次の要件を満たすものをいいます。

- ① 被災償却資産と種類が同一であるもの及び使用目的又は用途が同一のもの
- ② 代替される被災償却資産が、原則として平成23年度において償却資産課税台帳に登録されており、償却資産の罹災証明が発行されているもの（発行は商工観光課になります）

(2) 取得期限

平成23年3月11日から令和6年3月31日までの間に取得したもの

(3) 特例率

取得の翌年から4年度分に限り、課税標準を1/2に軽減します。

(4) 提出書類

該当になるときは、償却資産申告書と併せて、以下の書類を提出してください。

- ① 東日本大震災により被災した固定資産（償却資産）の代替特例適用申告書
※ 申告書は、北茨城市税務課固定資産税係まで請求するか、北茨城市のホームページからダウンロードしてください。
- ② 被災償却資産が東日本大震災により滅失又は損壊した旨を証する書類（罹災証明書等）
- ③ 被災償却資産が所在したことを証する書類（平成23年度償却資産課税台帳等）
※ 北茨城市で被災した資産について、北茨城市でその代替資産を取得する方は提出不要です。
- ④ その他

代替償却資産の取得者が、被災償却資産の所有者の相続人である場合や合併法人である場合にも、特例の適用が認められます。この場合は、次の書類を添付してください。

ア 相続人の場合…相続人であることを証する書類（戸籍謄本等の写し（市役所市民課窓口））

イ 合併法人の場合…合併法人であることを証する書類（登記簿謄本の写し等（法務局））

※ 必要に応じて上記以外の書類を提出いただく場合があります。

10 申告の方法と提出書類

(1) 初めて申告される方、以前「該当資産なし」で申告された方

令和4年1月1日現在、北茨城市内に所有するすべての資産について申告してください。

次の表の区分により○印の書類を提出してください。

区分	提出書類	申告書	種類別明細書		留意点
			増加資産・全資産用		
申告する資産がある方		○	○		全ての資産を記入
申告する資産がない方		○	×		申告書備考欄の「該当資産なし」に○

(2) 前年度以前に所有する資産について申告されたことがある方

前年中（令和3年1月2日～令和4年1月1日）に増減があった資産及び申告漏れ資産について申告してください。作成に当たっては、種類別明細書等を確認ください。次の表の区分により○印の書類を提出してください。

区分	提出書類	申告書	種類別明細書		留意点
			増加資産用	減少資産用	
資産の増減がない方		○	×	×	申告書備考欄の「資産の増減なし」に○
増加した資産がある方 （申告漏れがある方）		○	○	×	申告書備考欄の「資産の増減あり」に○をし、前年中増加した資産、前年前に増加した資産で申告漏れを記入
減少した資産がある方 （申告漏れがある方）		○	×	○	申告書備考欄の「資産の増減あり」に○をし、前年中減少した資産、前年前に減少した資産で申告漏れ資産を記入
資産の増減がある方		○	○	○	申告書備考欄の「資産の増減あり」に○をし、前年中増減した資産、前年前増減した資産で申告漏れ資産を記入
廃業・解散・転出された方		○	×	○	申告書備考欄の「廃業・解散・転出年月日」に○をして日付の記入

※ 申告内容の修正について

資産の種類・名称・数量・取得年月・取得価額・耐用年数を誤って申告したものを修正する場合には、種類別明細書（減少資産用）に誤ったものをそのまま記入し、種類別明細書（増加資産・全資産用）に正しいものを記入してください。

※ 平成 20 年度税制改正により耐用年数が改正された資産について

固定資産税（償却資産）は、既存分を含め平成 21 年度分から改正後の耐用年数が適用されます。減価残存率に変更しても取得当初に遡って再計算するものではありません。種類別明細書（増加資産・全資産用）の耐用年数が改正前耐用年数の場合は赤字で訂正し、摘要欄に「省令変更」と記入の上、提出してください。

※ 種類別明細について

前年度において所有されている償却資産について印刷された種類別明細書を同封しています。内容を必ず確認の上、令和 4 年度の申告書を作成してください。なお、この明細書は、該当資産なしで申告されている方、今年初めて申告される方、明細書を希望されていない方には同封されません。

(3) 企業電算方式（全資産申告）により申告される方

事業者自らの電算システムによりすべての償却資産について、耐用年数、減価率、評価額、課税標準額を申告する場合、法人税・所得税との違いに注意してください。（P4）

【提出書類】

- ① 償却資産申告書
- ② 全資産の明細
- ③ 増加の明細
- ④ 減少の明細

※増減資産のある場合は、お手数でも③④の書類の提出に御協力ください。

（提出がない場合、申告内容確認の問い合わせをする場合があります。）

また、自社の申告書等を使用する場合は、市からお送りした申告書もしくは、所有者コード（7ケタ）を記載したものを提出してください。

1.1 電子申告（eLTAX）

北茨城市では電子申告サービス（eLTAX）による申告受付を行っています。電子申告サービス・利用方法の詳細は eLTAX ホームページ（<http://www.eltax.jp/>）を御覧いただくか、ヘルプデスクまでお問い合わせください。

問い合わせ先（受付時間 9：00～17：00 土・日・祝日・年末年始を除く。）

eLTAX ヘルプデスク 電話 0570-081459（ハイシンコク）

上記の電話でつながらない場合 電話 03-5500-7010

12 よくある質問

Q1 令和2年に事業を開始し、令和3年度の償却資産の申告をしました。その後、新たな取得及び廃棄した資産はありません。こういった場合でも毎年申告をしなければなりませんか？

A1 地方税法第383条の規定により、毎年1月1日現在の資産を1月末日までに申告する必要があります。申告書の備考欄の「2.増減資産なし」に〇をして提出してください。

Q2 会社の決算は9月です。償却資産の申告はいつまでにすればいいですか？

A2 償却資産の申告は1月1日現在の事業用資産について1月末日までに申告していただくことになっています。決算以後に資産の増減があった場合、申告漏れのないよう注意してください。

Q3 アパート経営をしています。国税の申告はしていますが、償却資産の申告も必要ですか？

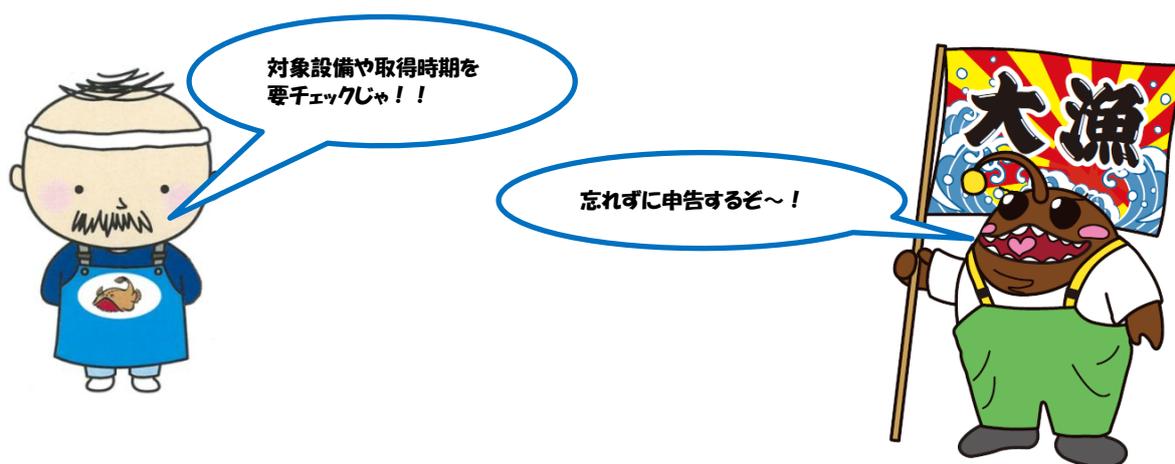
A3 所得の計算上、建物以外の減価償却の対象となるものが償却資産の申告対象となります。

例：アスファルト舗装、フェンス、自転車置き場、外灯、浄化槽、受変電設備、太陽光発電設備（建材型を除く。）等

Q4 事業用に償却資産を所有していますが、耐用年数が経過して国税の減価償却はすでに終わっています。このような場合でも事業用に供している場合には申告が必要ですか？

A4 その資産が事業用に供することができる限りは償却資産の申告対象です。また、評価額の最低限度額は、取得価格の5%です。

なお、現在使用されていない資産で、将来も使用できないような廃棄同様の状態にあるもののほか、将来においても使用できないことが客観的に明確であるものは、申告の対象となりません。



1.3 償却資産申告書（償却資産課税台帳）の書き方

令和4年度
償却資産申告書(償却資産課税台帳)

※所有者コード

個人の方は12桁、法人の方は13桁のマイナンバーを記入してください。個人の方は左側を1文字空けてください。

受付印 令和 4年 1月 31日 北茨城市長

変更の場合は朱字で訂正してください。備考欄に変更日等を記入してください。

3 個人番号又は法人番号

4 事業種目(資金等の金額) 環境整備 (500 百万円)

5 事業開始年月 昭和31年 3月

6 この申告に回答する者の氏及び氏名 管財課 G OO (電話 43-☆☆☆)

7 税理士等の氏名 北部税理士事務所 担当 OO (電話 43-☆☆☆)

8 短縮耐用年数の承認 (有)・無

9 増加償却の届出 (有)・無

10 非課税該当資産 (有)・無

11 課税標準の特例 (有)・無

12 特別償却又は圧縮記帳 (有)・無

13 税務会計上の償却方法 (定率法・定額法)

14 青色申告 (有)・無

15 (市)区(町村)における事業所等資産の所在地 ① 北茨城市磯原町磯原1630番地

16 機用資産(有)無 ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

17 事業所用家屋の所有区分 ① 自民所有 ② 借家(木造・非木造)

18 備考(添付書類等) (1)前年中増減資産あり (2)前年中増減資産なし (3)該当資産なし (4)廃棄・解散・転出等(年月日) 令和3年11月3日 商号変更 旧(株)北茨城工業新(株)北茨城商事

企業電算方式(全資産申告)の方のみ記入してください。北茨城市は四捨五入ではありません。小数点以下は**切捨て**です。

課税標準の特例や非課税の適用申請を新たに取得した場合は、特例適用申請書や非課税適用申告書のほか、特例、非課税該当ができる書類を提出してください。また、耐用年数の短縮や増加資産を新たに適用した資産がある場合は、国税局長の耐用年数の短縮や増加償却を新たに適用した資産がある場合は、国税局長の耐用年数短縮承認通知書や税務署長の増加償却の届出書等の写しを提出してください。

① 住所、氏名

ア 異動があったとき

住所・氏名等が変更になった場合は、変更箇所を朱字で訂正の上、備考欄又は別紙に異動事由、異動年月日等の参考となる事項を記入してください。北茨城市内に事業所がある法人の場合は、北茨城市税務課に「法人の設立等に関する申告書」も提出してください。

イ 登記簿上の所在地とは違う場所に本社機能があるとき、支社・支店・営業所で経理事務を行っているとき

申告書にあらかじめ印刷してある住所は、原則として登記簿上の所在地になります。申告書に記載されている住所以外（支社・支店・営業所等）に申告書、納税通知書（所有資産が償却資産のみの場合）等の送付を希望する場合は、備考欄又は別紙に送達先を記入してください（任意様式）。送達先を設定した場合、申告書及び納税通知書の宛名には送達先の住所が印刷されますが、登録されている内容に変更はありません。また、**送付先を担当の税理士等に設定することはできません。**

償却資産以外に土地、家屋をお持ちの場合は、別途「書類送付先変更届」が必要になります。

② 取得価額

ア 減少及び増加した資産について、資産の種類ごとに取得価額の計を記入してください。

イ ①は前年度の「種類別明細」の取得価額の合計を記入し、②は減少資産の合計を、③は増加資産の合計を、それぞれ記入してください。

③ 個人番号又は法人番号

個人の方は個人番号（12桁）を、法人の方は法人番号（13桁）を記入してください。個人番号は左側を1文字空けて記入してください。

- ④ 申告に应答する者の係及び氏名
申告書を作成した方の係、氏名と連絡先電話番号を必ず記入してください。
- ⑤ 事業所等資産の所在地
北茨城市内にある資産の所在地を記入してください。(太陽光発電設備の設置場所等)
- ⑥ 借用資産
リース会社からのリース等借用資産があるときは、貸主の名称等を必ず記入してください。
- ⑦ 備考欄
ア (1) から (4) までの該当する項目に○をつけてください。
イ 一般方式(増減申告)から企業電算方式(全資産申告)に変更するとき(その逆も含む。)は、必ずその旨を記入してください。
ウ 会社が合併等した場合には、合併前のすべての会社名、資産の移転先等を必ず記入してください。(書ききれない場合は別紙で構いません。)

1 4 種類別明細書(増加資産・全資産用)の書き方

令和4年度 ← 申告年度を記入してください。

種類別明細書(増加資産・全資産用)

所有者コード 1 2 3 4 5 6 7

所有者名 株式会社 北茨城商事 1枚のうち 1枚目

行番号	資産の種類	抹消コード	4 資産の名称等	5 数量	6 取得年月			7 取得価額	8 耐用年数	減価残存率	価額	9 課税標準の特例		10 増加事由	10 摘要
					年号	年	月					率	コード		
01	1		真空熱処理炉	1	4	30	4	19 000 000	10					1-2 3-4	取得価額訂正
02	1		駐車場アスファルト舗装	1	5	2	4	2 000 000	10					1-2 3-4	
03	2		CNC旋盤	1	5	2	4	5 500 000	5					1-2 3-4	中古品取得
04	2		CNC旋盤	1	5	2	4	12 300 000	10					1-2 3-4	
05	6		コピー機(即時償却)	1	5	2	7	250 000	5					1-2 3-4	即時償却適用
06	6		応接セット	1	5	2	8	950 000	8					1-2 3-4	大津営業所から受入
07	6		パソコン	1	5	元	9	300 000	4					1-2 3-4	申告漏れ
08															
20			小計	7				39 500 000						1-2 3-4	

記入する必要がある項目はありません。

年号は以下のとおりです。
1 明治 2 大正 3 昭和 4 平成 5 令和

～省略～

中小企業等に適用となる即時償却資産も申告対象です。
耐用年数を必ず忘れずに記入してください。

必ず所有者名をお書きください。

企業電算方式(全資産申告)の方のみ記入してください。(北茨城市は小数点以下は切捨てです)

新たに取得した新品・中古品資産のほか、申告漏れや移動により受け入れられた資産(税制改正により耐用年数が改正になった資産の場合は、改正前の耐用年数を摘要欄に記入)も記入してください。また、申告漏れ等過年度の申告内容に誤りがあった場合には速やかに修正申告書を提出してください。

- ① 所有者コード
申告書の右上に表示されているコード(7桁/法人番号ではありません)を記入してください。
- ② 所有者名
個人事業主の場合は事業主、会社の場合は社名を記入してください。
- ③ 資産の種類
「1 構築物」「2 機械及び装置」「3 船舶」「4 航空機」「5 車両及び運搬具」「6 工具及び備品」のいずれかを記入してください。
- ④ 資産の名称等
資産の名称を記入してください。

⑤ 数量

資産の数量を記入してください。単位は任意です。ただし、入力できるのは1から999までです。

⑥ 取得年月

資産を取得した年月を記入してください。取得日の取扱いは所得税・法人税と同じです。

⑦ 取得価額

償却資産を取得するために通常支出すべき金額（当該償却資産の引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、関税、据付費その他当該償却資産を事業用の用に供するために直接要した費用含む。）を記入してください。

※ 消費税の取扱いは、国税において税込処理の場合は税込価格を、税抜処理の場合は税抜価格を取得価額とします。

⑧ 耐用年数

原則として、法人税及び所得税における法定耐用年数を記入してください。国税局長の承認を得て短縮耐用年数を適用している場合はその短縮耐用年数を、中古資産の場合は取得後の使用可能年数を見積もった耐用年数か、次の簡便法で計算した年数を耐用年数とすることができます。

中古資産の耐用年数は

(1) 法定耐用年数の全部を経過した場合…法定耐用年数×0.2

(2) 法令耐用年数の一部を経過した場合…(法定耐用年数－経過年数)＋(経過年数×0.2)

なお、計算した年数に年未満の端数がある場合はその端数を切り捨てた年数、計算した年数が2年未満の場合は2年を耐用年数にします。

⑨ 増加事由

「1 新品取得」「2 中古品取得」「3 移動による受入れ」「4 その他」のいずれかに○をつけてください。

⑩ 摘要

非課税該当資産、課税標準の特例が適用される資産、短縮耐用年数又は増加償却を行なっている資産については、その旨を記入してください。増加理由について特記すべき事項（中古品取得、合併による受入れ等）がある場合も記入してください。

取得年月・取得価額・耐用年数は、**忘れずに必ず記入**してください。

※国税庁の耐用年数表でも分からない場合は、最寄りの**税務署**にお電話してください。

日立税務署（管轄地域：日立市・高萩市・北茨城市） 0294-21-6346

（自動音声で御案内します。）

15 種類別明細書（減少資産用）の書き方

令和4年度 ← 申告年度を記入してください。

必ず所有者名をお書きください。

種類別明細書（減少資産用）										所有者名		1枚のうち	
										株式会社 北茨城商事		1枚目	
行番号	資産の種類	抹消コード	資産の名称等	数量	取得年月			取得価額	耐用年数	申告年度	減少の事由及び区分		摘要
					年号	年	月				1 売却	2 減失	
01	1		アスファルト舗装	1	5	元	4	2,500,000	10		①・②・③・④	①・②	R3.8 廃棄
02	1		真空熱処理炉	1	4	30	5	20,000,000	10		①・②・③・④	①・②	取得価額訂正
03	5		フォークリフト	1	4	17	8	1,500,000	10		①・②・③・④	①・②	R3.5 計4台の内1台 磯原工場へ売却
04	6		ロッカー	1	4	12	10	300,000	10		①・②・③・④	①・②	R3.7 中郷工業へ
05											①・②・③・④	①・②	
06											①・②・③・④	①・②	
07											①・②・③・④	①・②	
08											①・②・③・④	①・②	
小計				4				24,300,000			①・②・③・④	①・②	

記入する必要はありません

一部減少の場合は、減少した資産の数量と取得価額を記入してください。

取得価額を誤って申告していたものを訂正する場合は、誤った取得価額を減少資産用に記入してください。（増加資産用に、正しい取得価額を記入してください。）

～省略～

売却、減失及び移動による減少資産について記入してください。売却、移動の場合は、売却先、移動先も記入してください。

- ① 所有者コード
申告書の右上に表示されているコード（7桁／法人番号ではありません）を記入してください。
- ② 所有者名
個人事業主の場合は事業主名を、会社の場合は社名を記入してください。
- ③ 資産の種類
減少した資産の種類を記入してください。
「1 構築物」「2 機械及び装置」「3 船舶」「4 航空機」「5 車両及び運搬具」
「6 工具、器具及び備品」
- ④ 資産の名称等
減少した資産の名称を記入してください。
- ⑤ 数量
減少した数量を記入してください。（一部減少の場合は、減少後に残った数量ではありません。）
- ⑥ 取得年月
減少した資産の取得年月を記入してください。
- ⑦ 取得価額
減少した取得価額を記入してください。（一部減少の場合は、減少後の残った価額ではありません。）
- ⑧ 耐用年数
減少した資産の耐用年数を記入してください。
- ⑨ 減少の事由及び区分
該当する減少理由に○をつけてください。また、全部か一部のいずれかに○を付けてください。
- ⑩ 摘要
減少した年月及び理由を記入してください。数量が2以上のものの一部を減少させた場合は、例えば○台中○台処分等、具体的に明記してください。

16 調査協力及び過年度遡及について

(1) 実地調査について

地方税法第 353 条<質問調査権>及び地方税法第 408 条<実地調査>に基づいて、市の償却資産担当者が申告内容の確認のために必要な帳簿類その他の参考資料の提出を求めたり、資産に係る調査を行ったりする場合がありますので、その際は御協力願います。また、調査の結果、資産の申告漏れ等がある場合は、修正分の申告をお願いすることがあります。

なお、正当な理由なく実地調査を拒否すると、地方税法第 354 条の規定により罰金等を科されることがあります。

(2) 申告しない場合又は虚偽の申告をした場合

正当な理由がなく申告しなかった場合は、北茨城市市税条例第 75 条により過料を科されるほか、地方税法第 368 条の規定により不足税額に加えて延滞金を徴収されますので、期限までに必ず申告をお願いします。

また、虚偽の申告をすると、地方税法第 385 条の規定により罰金等を科されることがあります。

(3) 過年度への遡及について

調査に伴う申告内容の修正、資産の申告漏れ等による賦課決定に際しては、その年度だけでなく、資産を取得された翌年度まで遡及することになります（原則として地方税法第 17 条の 5 第 5 項の規定により **5 年度分**）。

なお、過年度分について追加課税となる場合、通常の 4 回の納期ではなく一括で納付していただくこととなります。

17 問い合わせ先及び申告書の提出先

〒319-1592

茨城県北茨城市磯原町磯原 1630 番地

北茨城市税務課固定資産税係

電話 0293-43-1111（代表） 内線 156~159

※ 申告書の控えに受領印が必要な方

申告書を提出される際に、**提出用のほか、控え用を提出**してください。

（こちらでコピーをして返送は致しません。）

なお、郵送される場合は、返信用封筒（返信先を記入の上、切手を貼付）を同封してください。

返信用封筒が同封されていない場合は、控えの返送はしませんので御了承ください。

ご提出の前に

申告書に連絡先（日中連絡の取れる電話番号）は記載されていますか？

「資産の所在地」は記載されましたか？

控えの返送を希望される方は、返信用封筒（切手、返送先記載済み）を同封されましたか？